足場組立特別教育受講報告

フィールド科学系部門生物生産技術班

積山　嘉昌

1. はじめに（目的等）

平成27年7月1日に安衛則が改正され、足場組立等の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、特別教育の実施が必要となった。

西条ステーション（農場）には、研究や実習、病死した家畜を焼却するための焼却炉があり、毎年点検（業者）を行っている。その点検の為、別の業者に頼み足場を組んでもらっている。それを農場職員で行う事により、経費の削減をすることを目的とし受講した。

1. 期間・場所

期間：平成28年11月4日（金）　（1日間）

会場：林業ビル8F　教室　（広島県広島市中区上八丁堀8-23）

1. 参加者等

受講者：約30名

1. 研修内容

以下の講義を受講した。

* + 足場及び作業の方法に関する知識（3ｈ）

　・足場の組立て等業務従事者の心がまえ

　・足場に関する知識

　・各種足場の組立て、解体および変更の作業の方法

* + 工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識（0.5ｈ）

　・クレーン等揚重機や運搬機械の取扱い

　・足場組立て等の作業に使用する工具、器具等

　・強風等悪天候時における措置

* + 労働災害の防止に関する知識（1.5ｈ）

　・墜落防止の設備、飛来・落下防止の措置

　・保護具の使用方法および保守点検の方法

　・感電災害の防止

* + 関係法令（1ｈ）

　・労働安全衛生法・同施工例（抄）

　　・労働安全衛生規則（抄）

　　・その他

1. 所感

　　　足場は高所などでの作業では不可欠なもので、様々な所で使用されている。しかし、正しい手順で行わないと組立、解体、作業中に墜落災害の危険性があるだけではなく組立を行った際に仮設物に不備があれば作業床として作業している時になどに倒壊等の重大な災害を招く危険性があると改めて感じた。作業者が安全に、作業ができるよう行って行きたい。